

## 福岡流通団地振興補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡流通団地振興補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、福岡市東区多の津一丁目及び同区多の津二丁目に立地する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第13号の流通業務地区（以下「福岡流通センター」という。）内の企業の振興を目的として行われる事業を促進するために交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合をいう。
- (2) 団体 法人又は任意団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 規約、会則等の定めがあること。
  - イ 適切な会計処理がなされていること。
  - ウ 意思決定が民主的な方法により行われること。
  - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
  - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
  - カ 福岡市内に活動の主たる事務所を有していること。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、福岡流通センター内に事務所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当する組合等又は団体とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

### (補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡流通センターまつりの実施に関すること。
- (2) 福岡流通センターの広報に関すること。
- (3) 福岡流通センター内に事務所を有する民間企業の従業員の研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福岡流通センター内の企業を振興するために必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）

第6条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師謝礼金等）
- (2) 需用費（印刷消耗品費・物品購入費等）
- (3) 役務費（通信運搬費・広告料等）
- (4) 委託費（流通センターまつり会場設営費、研究調査費、ホームページ管理運営費等）
- (5) 使用料及び賃借料（流通センターまつり設備費、研修会場借上料）
- (6) 備品購入費（機械器具等）

（補助対象期間）

第7条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、交付対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付とする。この場合において、備品購入にあっては、補助対象経費の総額の10%以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が指定する日（以下「申請期限」という。）までに、福岡流通団地振興補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期限は、市長が必要と認めるときは、繰り下げることができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡流通団地振興補助金交付決定通知書（様式第2号）によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、福岡流通団地振興補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助事業等の変更)

第 11 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号も規定する承認又は規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡流通団地振興補助金交付額等変更申請書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第 8 条又は前条第 1 項の決定を変更することができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該完了又は承認の日から 1 月以内に福岡流通団地振興事業実績報告書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において報告書などの書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡流通団地補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により補助事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。  
(経過措置)
- 3 令和5年2月28日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名 称  
代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興補助金交付申請書

福岡流通団地振興補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。補助事業の遂行に当たっては福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱を遵守します。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者及びその役員が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

#### 記

- 1 補助金名 福岡流通団地振興補助金
- 2 補助金額 金 円
- 3 関係書類
  - (1) 申請者の規約等
  - (2) 申請者の役員名簿（様式 第 1 号－ 2） 、 会員名簿等
  - (3) 福岡流通団地振興事業の実施計画書等
  - (4) 福岡流通団地振興事業の収支予算書等
  - (5) 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施計画書等
  - (6) 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支予算書等
  - (7) その他必要と認める書類
- 4 概算払いの有無及び理由



補助金交付からの暴力団排除について  
(お知らせ)

福岡市では、平成 22 年 7 月に施行した福岡市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

「福岡流通団地振興補助金」についても、交付要綱を改正し、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承願います。

また、申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要な個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。

様

福岡市長

**福岡流通団地振興補助金交付決定通知書**

年 月 日付をもって申請のあった福岡流通団地振興補助金について、  
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額

3 補助金交付予定時期及び額

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から 15 日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡流通団地振興補助金交付要綱の定めを遵守すること。



様式第 3 号

経支第 号  
年 月 日

様

福岡市長

**福岡流通団地振興補助金不交付決定通知書**

年 月 日付をもって申請のあった福岡流通団地振興補助金については、審査の結果、交付しないこととしましたので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

**【交付しない理由】**

様式第 4 号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興補助金交付額等変更申請書

年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金に係る実施計画を次のとおり変更したいので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

様式第 5 号

年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地

名称

代表者名

(電話番号 )

### 福岡流通団地振興事業実績報告書

年 月 日付経支第 号で交付の決定を受けた、福岡流通団地振興補助金に係る事業の全部について完了いたしましたので、福岡流通団地振興補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

#### 記

#### 関係書類

- 1 福岡流通団地振興事業実施報告書等
- 2 福岡流通団地振興事業収支計算書等
- 3 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる実施報告書等
- 4 福岡流通団地振興事業のうち補助の対象となる収支計算書等
- 5 支出の確認ができる書類や写真等の写し
- 6 その他事業の実施が確認できる資料等

様式第 6 号

経支第 号  
年 月 日

様

福岡市長

**福岡流通団地振興補助金交付確定通知書**

年 月 日付で完了の届出のあった福岡流通団地振興事業に対する補助金の交付について調査して確認した結果、福岡流通団地振興補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金確定額